

川越市教育委員会第11回定例会会議録

- 1 会議の場所 川越市教育委員会 教育委員会室
- 2 開 会 平成29年11月20日 午後2時
- 3 閉 会 平成29年11月20日 午後4時
- 4 教育長並びに出席した委員 新保正俊、梶川牧子、長谷川 均、長井良憲、黒田弘美
- 5 欠席委員 なし
- 6 教育長の職務を行った者 教育長新保正俊
- 7 説明のため出席した者 教育総務部長中沢雅生、学校教育部長福島正美、教育総務部副部長兼文化財保護課長下 薫、学校教育部副部長兼教育指導課長中野浩義、教育総務部参事兼中央公民館長上野 正、教育総務部参事兼博物館長田中 信、学校教育部参事兼学校管理課長内野博紀、学校教育部参事兼教育センター所長中村健二、教育総務課長長谷正昭、教育財務課長桜井一男、地域教育支援課長福井康司、中央図書館長内田修弘、学校給食課長岸野泰之、市立川越高等学校事務長松本陽介

8 前回会議録の承認

平成29年度第8回定例会会議録、第9回定例会会議録及び第10回定例会会議録については、現在、調整中であり、次回会議において承認することになった。

9 議題及び議事の概要

日程第1議案第37号 平成29年度一般会計補正予算（教育委員会所管分）について

（議案取下げ）

日程第2議案第38号 平成30年度一般会計予算（教育費）要求について

（非公開）

日程第3議案第39号 川越市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を定めることについて

教育総務課長

改正の趣旨については、各所属における分掌事務を明確にするために規定の整備をしようとするものである。改正の概要については、川越市教育委員会事務局組織規則第3条に規定する教育総務課の分掌事務に大学奨学金制度に関する事項を追加しようとするものである。なお、施行期日については、公布の日から施行しようとするものである。

（全員異議なく原案どおり決定）

日程第4議案第40号 川越市立学校職員服務規程の一部を改正する規程を定めるこ

とについて

参事兼学校管理課長

改正の趣旨については、地方校務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に伴い、埼玉県立学校職員服務規程の一部が改正されたことを踏まえ、本市の学校職員の服務に係る規定の整備を行うため、川越市立学校職員服務規程の一部を改正しようとするものである。改正の内容については、様式中の子の育児休業に係る規定の整備を行うものである。具体的には様式第15号（育児休業承認請求書）において、埼玉県の「職員の育児休業等に関する条例」の一部改正により、非常勤職員の育児休業取得要件に関して、育児休業に係る子が1歳6箇月に達した時点で特に必要と認められる場合、当該子が2歳に達する日まで育児休業が取得可能であることについて規定されたことに伴い、様式における文言について必要な箇所の整備をしようとするものである。なお、施行期日については、公布の日から施行しようとするものであり、本規程により改正前の本規程に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができることとしようとするものである。

（全員異議なく原案どおり決定）

日程第5議案第41号 権利の放棄について

（非公開）

10 報告事項

(1) 仮称霞ヶ関西公民館新築電気設備工事請負契約について

地域教育支援課長

仮称霞ヶ関西公民館新築電気設備工事請負契約については、一般競争入札で執行しており、契約金額5,432万4,000円で株式会社おぎでん代表取締役荻野勝治と契約を締結したものであり、工期は、平成29年10月18日から同30年10月31日までである。工事の内容については、動力幹線設備工事、電灯・コンセント設備工事、放送設備工事、テレビ共聴設備工事、電気時計設備工事、映像音響設備工事、I T V設備工事、機械警備設備工事、構内交換・構内情報網設備工事、トイレ呼出設備工事、自動火災報知設備工事、太陽光発電設備工事を施そうとするものである。

(2) 仮称霞ヶ関西公民館新築給排水その他設備工事請負契約について

地域教育支援課長

仮称霞ヶ関西公民館新築給排水その他設備工事請負契約については、一般競争入札で執行しており、契約金額6,851万5,200円で株式会社牛村水道工業代表取締役牛村淳一と契約を締結したものであり、工期は、平成29年10月18日から同30年10月31日までである。工事の内容については、衛生器具設備工事、給水設備工事、中水設備工事、排水設備工事、給湯設備工事、ガス設備工事、浄化槽設備工事、冷暖房設備工事、床暖房設備工事、換気設備工事を施そうとするもの

である。

(3) 川越市学童保育室条例の一部を改正することについて

(非公開)

(4) 川越市立学校設置条例の一部を改正することについて

(非公開)

(5) 平成30年川越市立川越高等学校生徒募集要項について

参事兼学校管理課長

平成30年度川越市立川越高等学校生徒募集要項について、要点を2点説明する。1点目は、学力検査時間の統一である。受験生一人ひとりの基礎的な知識及び技能、思考力・判断力・表現力等の能力をより一層適正に測ることができるよう、平成29年度入学者選抜から、学力検査時間が統一されて2年目となった。これまで、社会及び理科の学力検査は、それぞれ40分間で実施されていたが、受験生がしっかり考えて回答できる時間を確保するため、5教科すべて50分間となった。

次に2点目は、市立川越高等学校「地域特別選抜」による募集の実施である。平成24年度から導入し、7年目の実施となるが、学習や部活動に活躍できる優秀な市内生の割合を高め、市立川越高等学校の一層の活性化を図る取組である。今年度は、女子バレーボール部が43年連続44回目の関東大会に出場、柔道部も関東大会出場、野球部は秋季大会にて立て続けに強豪校を破って埼玉県大会準優勝し、秋季関東大会に出場するなど、その成果が現れてきている。また、生徒会本部役員を務める生徒もおり、学校全体の活性化に貢献している。

委員

市立川越高等学校の意義として、本市への地域奉仕、社会奉仕は基本であると考ええる。積極的な活動などには予算も計上したうえで、しっかり支援し、市立高校としての意義を示す努力をお願いしたい。

参事兼学校管理課長

市立川越高校の将来構想の中で、地元貢献する生徒の育成をうたっている。意見を踏まえて検討していきたいと考える。

委員

不登校の生徒などを対象とした特別な選抜、帰国生徒特別選抜で入学する生徒はそれぞれ何名いるのか伺いたい。また、不登校の生徒は入学後、通学できているのか併せて伺いたい。

市立川越高等学校事務長

昨年度、不登校の生徒は5名受験し、1名が合格し、入学した。この1名は問題なく通学している。また、帰国生徒特別選抜は、該当する応募者はなかった。

(6) 平成28年度人事行政の運営等の状況の公表について

教育総務課長

地方公務員法の規定により、「任命権者は、毎年、地方公共団体の長に対し職員の任用、給与、勤務時間その他の勤務条件等の状況について報告しなければならない」とされている。当該報告の資料である「平成28年度人事行政の運営等の状況」は、市長が教育委員会を含む各任命権者から受けた報告を取りまとめて公表したものである。

なお、公表については10月25日号の広報川越のほか、市ホームページ、情報公開窓口及び職員課で閲覧可能となっている。

1.1 協議事項

(1) 市内中学生傷害事件に係る教育委員会事務局検証報告書について

(非公開)

1.2 その他

- (1) 議事に先立ち教育長から、議案第37号は関係部署との調整の必要が生じたため、議案の取下げについて発議があり、各委員が承認し議案が取り下げられた。
- (2) 議事に先立ち、教育長から、議案第38号、議案第41号、報告事項(3)及び報告事項(4)は意思決定過程における情報であり、協議事項(1)は人事に関する情報であることから、これらの審議に係る会議を公開しないこととする動議が提出され、全出席委員がこの動議に賛成し、当該審議については非公開として取扱うことに決定した。
- (3) 会議録署名委員として、梶川教育長職務代理者、黒田委員が指名された。
- (4) 次回教育委員会は、平成29年12月25日(月)午後2時開催に決定した。